

定款変更認可申請必要書類一覧

	診療所等の開設	診療所等の廃止	附帯業務の開設	附帯業務の廃止	役員定数の変更	その他の条文変更
定款・寄附行為変更認可申請書	○	○	○	○	○	○
定款の変更理由書	○	○	○	○	○	○
定款の新旧対照表	○	○	○	○	○	○
新定款(案)	○	○	○	○	○	○
社員総会の議事録	○	○	○	○	○	○
役員名簿	○	○			○	
新規施設の概要	○		○			
敷地図(診療所等の建物の配置図)	○		○			
平面図(構造、出入口、各室の名称及び面積が分かるもの)	○		○			
登記事項証明書	○		○			
賃貸借契約書の写し(※土地や建物を賃借している場合)	※		※			
管理者就任承諾書	○					
履歴書	○					
医師(歯科医師)免許証の写し	○					
定款変更後2年間の事業計画	○		○			
定款変更後2年間の予算書	○		○			
廃止後の施設及び管理者に関する処理(案)		○		○		

注意事項

- 1 「診療所等の開設」は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を開設又は移転する場合を指します。
- 2 「附帯業務の開設」は、医療法第42条に掲げる業務を行う場合を指します。
- 3 「社員総会の議事録」は、写しの場合、原本と相違ない旨の理事長による証明が必要です。
- 4 「平面図」は、住居兼用などの場合、診療所等部分を明確に区分し、図示してください。
- 5 「登記事項証明書」は、土地と建物の履歴事項全部証明書の原本が必要です。ただし、テナントビルの一室で診療所等を開設する場合は、土地の登記事項証明書は不要です。
- 6 「定款変更後2年間の予算書」は、「新規施設分」及び「法人全体分又は既存施設分」をそれぞれ作成してください。ただし、新規に開設する施設以外に施設がない場合は、「新規施設分」のみで構いません。
- 7 その他の書類についても、申請内容により追加で提出を求める場合があります。